

【コロナ禍の活動制限を踏まえた更新に関する救済措置について】

ダンサーズヘルスケアトレーナーの登録の更新は、必要ポイント分のダンサーのヘルスケアに関する研修会参加や、ダンサーの活動現場でのサポート活動等が必要です。しかし、2020年春頃から約2年の間、コロナ禍による芸術活動の制限や医療者の活動環境により、計画通りに活動ができなかったことが推測されます。

つきましては、2022年9月末に期限を迎える方の更新については、下記の通り救済措置を設けますので、必要に応じてご利用ください。

対象：ダンサーズヘルスケアトレーナー 2022年9月末に登録の有効期限となる方
措置：

1. ポイント対象となる活動・鑑賞等の期限

原則 2022年3月31日迄（期限の6か月前まで）

→本措置 2022年12月25日迄（必着）に延長

ただし、更新の意志を確認するため、更新申請書は、9月30日までに提出のこと。

申請書提出後の10月から12月の期限までに行う活動・鑑賞をポイントに算入する場合は、更新申請書の枠外にその日程・内容を記載すること。

2. 更新申請書の提出期限

原則 2022年7月31日迄（期限の2か月前まで）

→本措置 2022年9月30日迄に延長（下記の添付書類等は、最長12月25日まで）。

3. 上記1の延長期間に実施の活動報告書および添付書類、および更新申請書に添付する「各種救命救急資格」の証明書写しの提出

原則 更新申請書と同時に提出

→ 2022年12月25日まで提出期限を延長。

各種救命救急資格認定団体の講習会が、休止していた影響で現在予約が予約がとりにくい状況を鑑み、提出期限を延長します。

<参考：各資格認定団体の期限延長について>

保有資格の期限をみなし延長している団体があります。期限切れの資格証であっても、各段体のみなし延長期間に更新申請日が該当していれば、有効とします。

（例）日本赤十字社

救急法等の認定証の有効期間における特例措置について

https://www.jrc.or.jp/study/news/2022/0224_023752.html

4. 芸術家のくすり箱主催 オンラインセミナーの参加証明

原則 セミナー参加時に受領した「ポイント証明書」が参加証明となる

→ オンラインセミナーに（DHT 認定セミナー第2期、第3期含む）については、芸術家のくすり箱事務局の参加記録をもって確認するため、証明書は不要とする。ただし、受講についての活動報告書は必要。参加申し込みをしても、遅刻、欠席した場合は、参加とみなされていないので、ご注意ください。

注意：上記の提出締切の延長を利用した場合は、提出が完了するまでみなし更新となり、次回の有効期限が延長されることはなく3年後の9月末日となります。

また、今回の申請に利用したみなし期間中のポイントは、次回の更新時に申請することができません。

【よくある質問】

1. E カテゴリーで外部のオンラインセミナーや学会に参加しましたが、オンラインのため名前入りの参加証がありません。領収書の写しは証明書になりますか。

↓

領収書は、証明書の代わりにはなりません。主催団体等から参加証明（書）の発行を受けてください。

2. 期間中の活動をすべて報告するべきですか？

↓

更新に必要なカテゴリーとポイントを満たす分のみのご提出で結構です

3. 芸術家のくすり箱以外から受けたトレーナー活動は、ポイントになりませんか？

↓

C カテゴリーの「芸術家のくすり箱以外の依頼元でのトレーナー活動」に該当します。大項目「C 芸術家のくすり箱の請け負うトレーナー活動への参加」という表記に誤りがありましたことお詫びいたします。

正しくは、

「C ダンス関係者、団体の活動現場でのトレーナー活動」に訂正します。

以上

特定非営利活動法人芸術家のくすり箱（2022年6月24日）